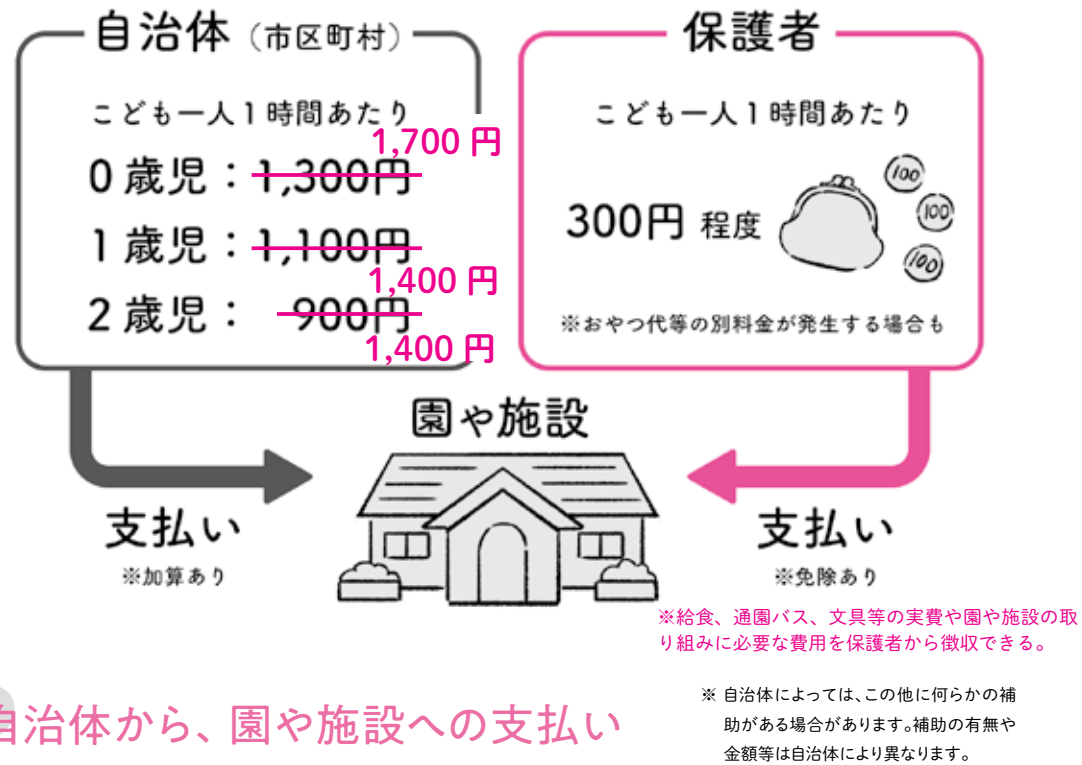


令和8年度の本格実施に際して、こども誰でも通園制度の
 公定価格等がこども家庭庁より発表されました。
 詳細はこども家庭庁のWEBページをご参照ください。

料金について



自治体から、園や施設への支払い

単価

自治体(市区町村)から委託料として支
 払われる金額は、こどもの年齢によって異
 なります。

- 0歳児：~~1,300円~~ **1,700円**
 - 1歳児：~~1,100円~~ **1,400円**
 - 2歳児：~~900円~~ **1,400円**
- ※こども一人1時間あたり

この単価は、年度当初のこどもの年齢に
 応じた単価が適用されます。

Q 2時間30分 利用があったときは?

A 1時間以上の利用であれば、
 30分刻みで金額を算定するこ
 とができます。この場合の「30分」の
 部分の金額は、「1時間の単価×1/2」
 で計算します。
 (例：0歳児が2時間30分利用
 →1,700円×2.5時間=4,250円が自
 治体から園に支払われる)



●初回対応加算

事前面談(30分以上)や事後面談(10分以上)を実施
 した場合に加算される。
0歳児：1,700円 1・2歳児：1,400円
 ※こども一人1回あたり

加算

障害児、医療的ケア児、要支援家庭のこ
 どもを受け入れる園や施設には、次の金額
 が加算されます。

- 障害児：~~400円~~ **600円**
 - 医療的ケア児：~~2,400円~~ **2,500円**
 - 要支援家庭のこども：~~400円~~ **600円**
- ※こども一人1時間あたり

加算

賃借料の補助

1時間あたり単価 200円

民家・アパート等を活用して、令和7年
 4月以降に新たに実施する場合には、必要
 な賃借料を支払う際の補助があります。
 ※なお、既存施設の部を共用して実施す

キャンセルの取り扱い

利用のキャンセルがあった場合は、当日
 のキャンセルのみ、自治体から園や施設へ
 の支払いの対象とすることができます。
 ただし、支払いの対象とした時間数につ
 いては、利用したものとみなして利用者の
 利用可能時間から引かれます。

●保護者支援面談加算

保護者の子育ての相談に対応する面談を
 30分以上実施した場合に加算。
1回あたり 1,400円

30分単位での利用については、P.16「Q
 &A」と同様の計算方法で算出されます。
 複数の加算に該当する場合は、いずれか
 1つのみが適用されます。
 ※「障害児」「医療的ケア児」「要支援家庭の
 こども」の定義については、P.71・75を
 参照。

※この他に、自治体が認めた家庭のこどもが利用し、園
 や施設で利用料の減額を行った場合の「生活困窮家庭負
 担軽減加算」や離島や山村地域の「特別地域加算」がある。

る場合は、賃借料補助の対象外です。当該
 部分を切り離して、共用せずにこども誰で
 も通園制度を行う施設を開所する場合は、
 賃借料補助の対象となります。

賃貸物件で実施する場合に加算。毎月支払う金額が上限。



保護者から、園や施設への支払い

各園や施設で金額を設定できますが、い
 くらでもよいわけではなく、1時間300円
 程度が標準となります。

- 300円程度 ※こども一人1時間あたり

給食やおやつ等がある場合は、別途料金
 がかかることがあります。また、キャンセ
 ル料についても、園や施設で定めている場
 合があります。保育者は利用開始前の面談
 等で保護者に伝えるようにしましょう。

※給食、通園バス、文具等の実費や園や施設の取
 り組みに必要な費用を保護者から徴収できる。

利用料の減免 生活保護世帯や市民税非課税
 世帯等には、世帯の状況により下記の減免
 制度(利用料から引かれる)があります。

- 生活保護世帯：300円
 - 市町村民税非課税世帯：240円
 - 市町村民税所得割合算額が
 7万7,101円未満である世帯
 (年収360万未満相当世帯)：210円
 - 要支援児童のいる世帯や市町村が
 特に支援が必要と認めた世帯等：150円
- ※こども一人1時間あたり